

## 埼玉県産農畜水産物の安全確保対策要綱

### (目的)

第1 この要綱は、埼玉県内で生産され流通している農畜水産物の残留農薬及び残留動物用医薬品に起因する衛生上の危害発生を防止し、公衆衛生の向上及び農畜水産物の振興に寄与することを目的とする。

### (対象農畜水産物)

第2 対象は埼玉県内で生産され流通している農畜水産物（以下「農畜水産物」という。）とする。

### (収去等)

第3 収去等については次のとおりとする。

- 1 収去等に係る年間計画（以下「年間計画」という。）の調整及び策定は次のとおりとする。
  - (1) 保健医療部長は、年度当初までに「埼玉県食品衛生監視指導計画」に基づいた年間計画策定に係る調整を農林部長に依頼する。
  - (2) 農林部長は、収去等の実施時期、品目及び検体数等を関係機関と調整する。
  - (3) 保健医療部長は、農林部長の調整を基に、年間計画を策定する。
  - (4) 農林部長は、年間計画に基づき、関係団体等へ協力を要請する。
- 2 収去機関は、保健所食品監視担当及び食品安全課特別監視担当とする。

### (検査)

第4 検査については次のとおりとする。

- 1 検査項目は次のとおりとする。
  - (1) 食品衛生法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項に基づき、残留基準が定められている農薬及び動物用医薬品。
  - (2) 上記(1)以外に、法第 11 条第 3 項に定める、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する農薬及び動物用医薬品（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）。

- 2 検査機関は、衛生研究所及び食肉衛生検査センターとする。
- 3 保健医療部長は、収去等を行った農畜水産物について、収去日、品目、収去場所、生産者名、生産者住所を添えて農林部長に情報提供を行う。

(検査結果に基づく措置)

第5 検査結果に基づく措置は次のとおりとする。

- 1 収去機関は、法第 28 条第 1 項に基づく収去を行った場合は、その検査結果を被収去者に対し通知する。
- 2 保健医療部長は、農畜水産物の検査結果を農林部長にその月ごとに連絡する。なお、法第 11 条第 1 項及び第 3 項に定める基準に適合しないとき及び健康被害が想定される場合にあっては、速やかに農林部長に通報する。
- 3 農林部長は通報に基づき、速やかに生産に係る情報及び原因を調査し、必要に応じて生産者に対する農薬又は動物用医薬品の適正使用に係る指導をする等、所定の措置をとるものとする。

(行政処分)

第6 行政処分を行うときは、保健医療部長と農林部長が協議し、「食品衛生法に基づく行政処分等に係る事務処理要領」(昭和 49 年食第 700 号)に基づき行うものとする。

(検査結果・行政処分の公表)

第7 保健医療部長と農林部長は、検査結果、行政処分の内容を積極的に県民に公表し、衛生上の危害の発生を防止するとともに、農畜水産物の安全確保対策の推進に努めるものとする。

公表は、「埼玉県における食品衛生法等違反に関する公表要領」(平成 18 年生衛第 221 号)に基づき行うこととする。

(事務の処理)

第8 事務を処理するにあたり、以下に該当するときはあらかじめ当該事案の処理方針について、保健医療部長と農林部長が協議し決定するものとする。

- 1 事案の内容が異例又は重要であるとき。
- 2 事案について疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生じるおそれがあるとき。

(その他)

第9 農産物安全課は、年間計画の調整等にあつては、水産物を所管する生産振興課及び畜産物を所管する畜産安全課との連絡調整等を行うものとする。

第10 食品安全課は、生産振興課、農産物安全課及び畜産安全課に検査結果の情報の回付等を行うものとする。

第11 この要綱に定めのない事項にあつては、保健医療部長と農林部長が協議して決定するものとする。

附則 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。